

様式 (用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)

中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出書

平成 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職・氏名 印

中小企業等協同組合法第7条第3項の規定により、昭和39年公正取引委員会規則第1号に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 組合に関する書類

	事務上の 連絡先	電話番号 部署・担当者名	-	-		
(1) 名 称 (フリガナ)						
(2) 住 所	〒 -					
(3) 設 立 年 月 日	年 月 日					
(4) 地 区						
(5) 連合会に加入しているときは、当該連合会の名称及び住所						
(6) 現に行っている事業の内容						
(7) 組合員の数	ア 小売業を主たる事業とする組合員の数	資本金の額 又は出資の 総額等	個 人	5千万円 以下	5千万円 超	計
		従業員数				
		50人以下				
		51人~100人				
	100人超					
	計				A	
	イ サービス業を主たる事業とする組合員の数	資本金の額 又は出資の 総額等	個 人	5千万円 以下	5千万円 超	計
		従業員数				
		100人以下				
		100人超				
	計				B	
	ウ 卸売業を主たる事業とする組合員の数	資本金の額 又は出資の 総額等	個 人	1億円 以下	1億円超	計
従業員数						
100人以下						
100人超						
計				C		

エ アからウに掲げる事業以外の事業を主たる事業とする組合員の数	<table border="1"> <tr> <td>資本金の額 又は出資の 総額等</td> <td>個人</td> <td>3億円 以下</td> <td>3億円超</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>101人～300人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>300人超</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>D</td> </tr> </table>	資本金の額 又は出資の 総額等	個人	3億円 以下	3億円超	計	従業員数					100人以下					101人～300人					300人超					計				D
	資本金の額 又は出資の 総額等	個人	3億円 以下	3億円超	計																										
	従業員数																														
	100人以下																														
	101人～300人																														
300人超																															
計				D																											
オ 事業者でない組合員の数	E																														
カ 組合員の数の合計	F (A+B+C+D+E)																														

2 届出の原因になった組合員に関する事項

(1) 名称及び代表者の氏名	(2) 住所及び電話番号	(3) 事業内容の概要	(4) 資本金の額又は出資の総額	(5) 常時使用する従業員の数	(6) 届出の原因が発生した日

(注) 1 (3)については、当該組合の事業に関係のない事業を兼業するときはその事業内容も記載すること。

2 (5)については、兼業者にあつては事業別に記載すること。

3 届出の原因となった組合員が組合に加入し、又は引き続き組合員であることが必要である事由

(1) 組合にとっての事由

(2) 届出の原因となった組合員にとっての事由

4 その他参考となるべき事項

5 添付書類

(1) 当該組合に係る書類

ア 定款、組合の行っている事業に関する規約、組合員名簿、役員名簿及び組織図

イ 次の書類を作成している場合にはこれらの写し（該当するものの□にレ印を付すこと。）

□事業報告書、□事業計画書

(2) 届出の原因となった組合員に係る書類

最終の貸借対照表及び損益計算書（営業報告書）

(注) (1)及び(2)の添付書類については、インターネットを利用して公衆が閲覧できる状態に置いているときは、当該書類を閲覧することができるホームページアドレス（使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を読み取り、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものをいう。）を記載した書面を当該届出書と併せて提出すること。